

令和2年1月20日 定例教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

・令和2年1月20日（月） 午後2時30分 ～ 午後3時40分

・教育委員会室

2 出席者

教育長	安 福 正 寿	事務局職員	
委員	稲 本 正	副教育長	内 木 禎
委員	野 原 正 美	教育次長	堀 貴 雄
委員	森 口 祐 子	義務教育総括監	古 田 秀 人
委員	竹 中 裕 紀	総合教育センター兼学校支援課長	坂 井 和 裕
委員	近 藤 恵 里	教育総務課長	松 本 順 志
		教育総務課教育主管（高校）	高 橋 宗 彦
		教育総務課教育主管（義務）	香 田 静 夫
		教育管理課長	山 田 育 康
		教育財務課長	柴 田 雅 道
		教職員課長	中 村 徹 平
		教職員課福利厚生室長	若 野 明
		教職員課教育主管（義務）	丹 羽 美 彦
		教職員課教育主管（高校）	小 野 悟
		教育研修課長	鈴 木 健
		学校安全課長	長 屋 秀 樹
		学校支援課教育主管（義務）	服 部 晃 幸
		学校支援課教育主管（高校）	森 岡 孝 文
		特別支援教育課長	青 山 孝
		体育健康課長	狩 野 靖
		体育健康課教育主管	見 山 政 克

3 議事日程等

議第1号及び事務局報告（政策）（1）を非公開とすることを決定

4 会議録

令和元年12月24日開催の定例教育委員会の会議録を承認

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 () 書きは事務局発言
<p>議第2号 「懲戒処分の指針」の改正について</p>	
<p>教育管理課 長</p>	<p>「懲戒処分の指針」の改正についてお諮りする。</p> <p>標題に『「懲戒処分の指針」の改正について』と記載されているA4縦長の資料をご覧ください。まず一点目として、「児童生徒に対するわいせつ行為に関する標準例の改正」を行いたいと考えている。具体的には、指針の「児童生徒に対する非違行為等関係」のうち、「(2) セクシュアルハラスメント」の「ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は教職員・児童生徒等の関係に基づいて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合」の標準例について、現行の指針では「免職又は停職」となっているところを、「免職」のみに改正するというものである。「児童生徒に対するわいせつ行為」については、原則免職とするなど、これまでも厳正に対応してきたところであるが、文部科学省から、当該行為については、処分指針上も「免職」以外の余地がない形とするよう求められていることも踏まえ、標準例を「免職」のみとし、児童生徒に対するわいせつ行為については、原則免職とすることを明確化するものである。1枚めくっていただいたところに、参考として他都道府県の懲戒指針の状況をお載せしているが、「免職」のみとしているのが、41団体と多数派となっている。この改正により、「教職員と児童生徒との関係に基づいて性的関係を結ぶ、わいせつな行為をする」ということは、児童生徒の同意の有無に関わらず、教職員として絶対に許されない行為であり、こうした行為をした場合には、原則免職となるというメッセージを発信していきたいと考えている。資料1枚目にお戻りいただきたい。2点目であるが、「18歳未満の者を対象とするわいせつ行為に関する標準例の改正」を行いたいと考えている。具体的には、指針の「公務外非行関係」のうち、「(12) 淫行」の標準例を、現行の「免職、停職又は減給」から「免職又は停職」に改正するとともに、「公務外非行関係」の部分に「児童ポルノの所持等」に係る標準例を新設し、こうした行為をした場合には、「免職又は停職」とすることを明確化するものである。なお、指針の「公務外非行関係」の部分については、これまで知事部局と同様の内容としてきたが、今回の改正は、教職員の職責を踏まえ、教育委員会独自に改正を行うものである。改正の趣旨は、「18歳未満の者に対する非違行為」は、児童生徒に対する非違行為と同様に教育に携さわる者として許されない行為であるところ、児童買春や児童ポルノの所持等の事案が、近年複数発生していることを踏まえて、改正を行うものである。1枚めくっていただくと、他都道府県の状況をお載せしているが、「淫行（児童買春）」について「免職又は停職」としているのが8団体、「児童ポルノの所持等」について「免職又は停職」としているところが4団体存在する。最後に形式的な改正として、標準例の記載順序を変更したいと考えている。体罰も含めた児童生徒に対する非違行為の事案が、近年多く発生していることも踏まえ、教職員として、より重要な「児童生徒に対する非違行為等関係」の部分の前に移動させるものである。具体的には、「児童生徒に対する非違行為等」は、職務に関するものであるため、職務外の行為である「公務外非行関係」の前に移動させ、「公務外非行関係」以下を一つずつ繰り下げるものである。今回の改正内容については、本日議決をいただければ、本日より適用することとし、関係機関に通知することを考えている。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>この改正は、処分をより重くしようとすることであると理解した。これは処分をどうするかという話であるが、一番重要なのは、この内容を教職員がしっかりと読んで理解し、このような行為が起きないようにすることである。処分を行っても起きる土壤が悪化していけば、いくら処分を重くしても行為を起こす者は出てくる。働き方改革にも関わってくるが、ストレスがあるからパワハラをしたり、今回のような行為をしてしまったりするのだと思う。そこを見直す時間を別にとらなければならないのではないかな。</p>

ホームページ用

教育管理課長	ご指摘いただいたとおり、再発防止の取組み、事案が起こった場合の速やかな組織内の共有の重要性の啓発などを併行して進めていくことが必要であり、処分の厳格化はあくまでも抑止力であると考えている。このようなことを起こさないことが何よりであるということを重視して取り組んでいきたいと考えている。
教育長	議第2号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により可決する。
事務局報告（その他）	
<p>(1) 岐阜県における全国レベルの表彰について</p> <p>(2) 令和元年度教育委委員行事予定について</p>	
教育総務課長	4頁をご覧いただきたい。前段は文化部門での表彰の方々、1枚めくっていただくとスポーツ部門ということで、フェンシング、スノーボード、ライフルのナショナルチームといった表彰の一覧である。2点目は、令和元年度の教育委員行事予定である。9頁にあるように行事予定である。今後の予定についてお願いしたい。
稲本委員	キャリア教育優良教育委員会賞で多く表彰されているが、どういったものなのか。
学校支援課長	このキャリア教育優良教育委員会賞、文部科学大臣表彰は、国が毎年計画しているものである。各地方自治体からキャリア教育充実に顕著な活動をしている学校や団体、教育委員会等を推薦し、表彰されている。今年度の学校の部については、全国で101校表彰され、そのうち岐阜県で3校（土岐商業、松倉中、宮中）が入っている。また、学校のキャリア教育に貢献したPTA団体が9団体表彰され、本県では岐阜高校のPTAが表彰された。教育委員会の部としては全国で16団体が表彰され、本県では美濃市教育委員会が表彰されたものである。
稲本委員	岐阜県は比率としては多い方ではないか。
学校支援課長	そのとおりである。
稲本委員	よいことであるから、強調していつてはどうか。
学校支援課長	これからも積極的に記載していきたいと考えている。
事務局報告（政策）	
(1) いじめに関する重大事態の発生報告について（非公開）	
<p>いじめに関する重大事態の発生報告について報告がなされた。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
議第1号 教職員の懲戒処分について（非公開・事務局限定）	

ホームページ用

教職員の懲戒処分について諮り、可決された。
本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。

閉会

午後 3 時 4 0 分、閉会を宣言する。

上記会議録は正当であることを認め署名します。

教 育 長

書 記

